令和３年７月農業委員会総会議事録

令和3年7月26日午後3時00分、令和3年7月農業委員会総会を市役所前川新館６階大会議室に招集する。

出席委員 15名

1番　岩谷　裕子　委員	2番　成田　忠光　委員	4番　佐藤　耕一　委員
6番　成田　繁則　委員	7番　小林　政貴　委員	8番　三上　悦治　委員
9番　平井　秀樹　委員	10番　進藤　司　委員	11番　石岡　千鶴子　委員
12番　棟方　健　委員	13番　木村　芳文　委員	17番　須藤　秀人　委員
19番　伊藤　公正　委員	21番　小嶋　勇成　委員	23番　前田　優考　委員

欠席委員 0名

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席調整に協力した委員 10名

3番　三上　幸雄　委員	14番　小田桐　明　委員	15番　奥元　勝義　委員
16番　髙橋　貴志　委員	18番　大湯　茂八郎　委員	20番　兜森　弘義　委員
22番　藤田　善明　委員	24番　町田　高司　委員	25番　佐藤　剛郎　委員
26番　山内　知人　委員		

出席事務局　8名

事務局長	菅野　昌子	事務局次長	吉田　秀樹
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	事務局主幹兼農地調整係長	澤田　明人
事務局農地利用促進係長	藤田　智恵子	事務局総務係長	髙木　一誠
岩木分室農林係長	浅利　敏江	事務局主事	大浦　空

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第48号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第49号　農地転用許可に係る意見について
議案第50号　農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第51号　農用地利用集積計画の決定について
議案第52号　農用地利用集積計画策定の要請について

報告第21号　競売買受適格者に係る農地法第３条許可書の交付について
報告第22号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第23号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第24号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第25号　非農地の判断について

［開始時刻 15 時 00 分］

事務局次長　ただいまから令和 3 年 7 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席の調整にご協力いただいた委員が 3 番三上幸雄委員、14 番小田桐明委員、15 番奥元勝義委員、16 番髙橋貴志委員、18 番大湯茂八郎委員、20 番兜森弘義委員、22 番藤田善明委員、24 番町田高司委員、25 番佐藤剛郎委員、26 番山内知人委員であります。ただいまの出席者数は 15 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。12 番 棟方健委員、13 番木村芳文委員、17 番須藤秀人委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。
それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 48 号を議題といたします。議案第 48 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　1 ページをお開き願います。議案第 48 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 4 件 10,213 ㎡、畑 10 件 38,029 ㎡、合計 14 件 48,242 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 2 件 8,220 ㎡、畑 12 件 98,210 ㎡、合計 14 件 106,430 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 7 月 13 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、大湯茂八郎委員、伊藤公正委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 2 件についての事情聴取を行いました。3 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 59 番について申し上げます。譲受人は、将来的な農業の担い手不足に歯止めをかけるべく、父が所有する農地を少しずつ引き継ぎ、農業従事者となるため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、父や委託先の指導の下、水稲を栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。11 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 125 番について申し上げます。借受人は、以前より農業経営したいという思いがあり、今回、父より農地を借り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、父及び農協の指導の下、りんご及びニンニクを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条

調査委員長	第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 （な　し）
前田優考委員	〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉 （前田優考委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に13ページ、使用収益権関係、受付番号128番について御審議願います。
議　　長	御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	使用収益権関係、受付番号128番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第48号のうち、使用収益権関係、受付番号128番については、許可することに決定いたします。
議　　長	前田委員の着席をお願いします。 （前田優考委員着席）
議　　長	それでは、使用収益権関係、受付番号128番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	使用収益権関係、受付番号128番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第48号のうち、使用収益権関係、受付番号128番を除く申請については、許可することに決定いたします。 次に、議案第49号を議題といたします。議案第49号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	15ページをお開き願います。議案第49号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田2件518㎡、畑1件59㎡、合計3件577㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上

事務局次長　であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。17ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、受付番号7番及び9番の2件は、農地区分が第1種農地で、原則不許可となる農地区分ですが、不許可の例外となる「既存施設の2分の1の敷地拡張」であることから、転用の許可基準を満たすものであります。受付番号8番は、農地区分が第1種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「住宅その他周辺居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であることから転用の許可基準を満たすものであります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第49号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第49号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第49号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
次に、議案第50号を議題といたします。議案第50号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　19ページをお開き願います。議案第50号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑2件1,033㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。21ページをお開きください。所有権関係、受付番号5番について報告いたします。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号5番は、農地区分が第3種農地で、原則許可相当の農地区分であります。次に、受付番号6番は、その他の第2種農地で、第3種農地や非農地に代替地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、

調査委員長　どちらも第1種農地の不許可の例外規定である「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第50号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第50号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第50号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
次に、議案第51号を議題といたします。議案第51号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　23ページをお開き願います。議案第51号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田3件18,417㎡、畑7件39,569㎡、合計10件57,986㎡であります。また、使用収益権関係は、田29件124,907㎡、畑4件14,204㎡、合計33件139,111㎡であり、内容は農地中間管理事業に関するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。28ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号48番から36ページ80番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。なお、受付番号48番から78番の計画案は、十腰内の猿沢地区で実施予定の、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る、ほ場整備の区域内の農地であります。事業要件である、区域内のすべての農地について、農地中間管理権を設定するための計画案でありますが、工事が行われるまでの間は所有者である転貸付人自身が耕作する必要があることから、転貸付人が転借受人となる計画案が含まれてあります。36ページをお開きください。使用収益権関係受付番号79番及び80番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法

調査副委員長　第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案51号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第51号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第51号は、委員会報告のとおり決定いたします。
次に、議案第52号を議題といたします。議案第52号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　37ページをお開き願います。議案第52号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田1件469㎡、畑6件23,012㎡、合計7件23,481㎡であります。今回提出されました7件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買7件が整ったものであります。以上であります。

議　　長　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第52号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第52号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第52号については、原案のとおり要請することに決定いたします。次に、報告事項に入ります。報告第21号「競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　41ページをお開き願います。報告第21号は、「競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」であります。農地買受人となった競売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、許可書を交付したので報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畑1件2,368㎡であります。なお、受付番号1番については、令和3年3月総会において、買受適格証明書の発行を決定したものであり、許可申請の内容が証明書の交付時と変

事務局次長　わらないことを確認し、許可書を交付したものであります。以上であります。

議　　長　報告第21号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第22号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　45ページをお開き願います。報告第22号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田2件13,580㎡、畑7件54,243㎡、合計9件67,823㎡であります。なお、届出理由につきましては47ページから48ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第22号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第23号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　49ページをお開き願います。報告第23号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第4条第1項第8号及び農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第3条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、4条関係が畑1件602.19㎡、5条関係が田2件2,265㎡、畑6件10,378㎡合計8件12,643㎡であります。なお、届出理由につきましては、51ページから53ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第23号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第24号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　55ページをお開き願います。報告第24号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田9件28,492㎡、畑2件8,510㎡、合計11件37,002㎡であります。なお、解約理由につきましては、57ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第24号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第25号「非農地判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長	59ページをお開き願います。報告第25号は、「非農地判断について」であります。農地法第30条各項による利用状況調査の結果、「農地法の運用について」、第4に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田1筆6,723㎡、畑5筆30,795㎡、合計6筆37,518㎡ であります。以上であります。
議　　長	報告第25号について、御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	これをもちまして、本日の議事を終了いたします。 ［議事終了15時34分］